

まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託 プロポーザル実施要項

まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1. 事業概要

- (1) 事業名 まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託
- (2) 事業内容 別紙「まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 地内
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで
- (5) 選定方式 公募型プロポーザル方式等（阿久比町プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領による。）
- (6) 見積限度額 7,535,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
年度限度額
令和8年度：2,508,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度：5,027,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

2. 目的

本事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することを目的とする。

<公募型プロポーザル方式等を採用した理由>

本事業の実施においては、高度な創造性、専門性及び本町の地域特性に合わせた柔軟な提案を重視し、企画力や技術力に基づいて最適な受託者を選定するため。また、コンセプト・ブランディングブック制作、ロゴマークデザイン、PR戦略等幅広い専門分野を統括して実施できる高い能力を持つ事業者を、過去の受託実績や実施体制に基づいて選定するため。

なお、本事業は、デザインの視点を導入しながら、受託者による課題の把握、アイデアを具体化させるプロセス、実践的なサポートを受けることで、事業効果の向上を目指している。本目的を実現するには、幅広い支援ニーズに応えられる専門家チームを組成する能力や経験を有しており、課題の解決にあたって町の課題を的確に把握する必要があり、事業者の分析力や実行能力等を比較審査し、優れた事業者を受託者の候補者として選定する。

3. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和8年度・9年度の阿久比町競争入札参加資格者名簿（役務の提供等/映画等制作・広告・催事及び物品の製造・販売/一般印刷）に登録されている者であること。なお、未登録の場合には、契約時までには必ず登録手続きを行うこと。
- (4) 阿久比町指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）において、本事業に類似する業務の受託実績があること。（行政・民間は不問）
- (8) 本事業の管理責任者（配置従事者を統括する者）として、(7)に掲げる類似業務に従事した実績を有し、本事業に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。（仕様書にある専門家（クリエイティブディレクター及びファシリテーター）とは別の者とする。）

4. 日程

内 容	日 時
実施要項等の公表	令和8年5月13日（水）
公募期間	令和8年5月13日（水）から 令和8年5月27日（水）午後5時まで
質問書の提出期限	令和8年5月20日（水）午後5時まで
質問書の回答期限	令和8年5月25日（月）
参加意思表明書の提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年5月29日（金）
企画提案書等の提出期限	企画提案書提出要請日から 令和8年6月18日（木）午後4時まで

プレゼンテーション等	令和8年6月26日(金)午後 予定(詳細別途通知)
審査結果の通知	令和8年7月上旬 予定
受注候補者と業務に係る協議	令和8年7月上旬 予定
契約締結日	令和8年7月上旬 予定

5. 質問及び回答

(1) 質問期限及び方法

「質問書(様式第1号)」を電子メールにて企画広報課企画政策係宛てに電子メールにより提出すること。件名は、「【会社名】まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託に関する質問」と表記すること。提出後、電話にて到着確認を行うこと。

- ・提出期限 令和8年5月20日(水)午後5時(必着)
- ・提出先メールアドレス kikaku@town.agui.lg.jp

(2) 回答及び方法

各事業者から提出された質問事項を取りまとめ、事業者名を伏せて令和8年5月25日(月)までに町ホームページにて公表する。ただし、本プロポーザルにおいて公平性を保てないと判断された質問については、回答及び公表を行わない場合がある。また、同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。

なお、回答内容によっては、実施要項の記載事項の追加又は修正として取り扱うことがある。(回答は実施要項と同等の効果を持つものとする。)

6. 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加するか否かの意思表示のため、「プロポーザル参加意思表明書(様式第2号)」に参加資格を確認できる書類を添えて、郵送(簡易書留に限る。)または持参(閉庁日を除く。)で、下記へ提出すること。

※ 提出の際は、外封筒の表に「まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業プロポーザル参加意思表明書在中」と朱書きすること。

- ・提出書類 ①プロポーザル参加意思表明書(様式第2号) 押印不要
- ②会社概要(様式任意)
所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かるもの。会社案内パンフレット等も可とする。
- ③類似業務の受託実績(様式任意)
- ④管理責任者氏名・類似業務実績等(様式任意)
- ・提出部数 1部
- ・提出期限 令和8年5月27日(水)午後5時(持参・郵送とも必着)

- ・提出場所 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50
阿久比町役場 総務部 企画広報課 企画政策係

- ・参加資格の確認

参加申込をした者の参加資格を確認し、令和8年5月29日（金）までに、参加意思表示をした全ての者に電子メールにより通知する。

- ・参加意思表示書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。

7. 企画提案書の提出

プロポーザル参加意思表示書を提出した者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書

簡易製本（袋とじ）し、正本として1部、副本を6部提出すること。なお、正本には、表紙に代表者印等を押印すること。

A4用紙両面で20頁以内とすること。（A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することも可。その場合はA4サイズに折り込むこと。）様式は任意、左綴じとし、目次の作成及び下部にページ番号を入れること。なお、仕様書の内容を踏まえ、下記について記載すること。

- ・仕様書「事業の内容」に関する具体的な方向性と企画案

- ①ステークホルダーと一体になった事業の推進とノウハウ移転を通じた組織能力の向上について
- ②『まちのコンセプト・ブランディング戦略』構築（ブック制作）について
- ③ブランディングツールの整備について

- ・業務実施体制（専門家（クリエイティブディレクター1名及びファシリテーター1名）氏名、経歴及び本事業における役割をあわせて記載すること。）

- ・業務スケジュール案

- ・類似業務の受託実績

- ・会社概要（資本金、従業員数、業種、主な業務内容等）

- ・管理責任者、担当者氏名及び連絡先

(イ) 参考見積書 1部

- ・様式は自由とするが、代表者印等押印の上、あて先は阿久比町長とすること。
- ・業務の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）とその内訳書を添付すること。

(2) 提出方法 郵送（簡易書留に限る。）又は持参（閉庁日を除く。）

※ 提出の際は、外封筒の表に「まちコンセプト・ブランディング戦略構築事業委

託公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

(3) 提出期限 令和8年6月18日(木) 午後4時(持参・郵送とも必着)

(4) 提出場所 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50

阿久比町役場 総務部 企画広報課 企画政策係

8. プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを令和8年6月26日(金) 午後に次のとおり実施する。時間等詳細は、プロポーザル参加意思表示者に対し、改めて電子メール等で連絡を行う。プレゼンテーションに必要な機器等(スクリーン及びプロジェクターについては町で準備)については、提案業者側で準備すること。なお、提出済の企画提案書以外の資料を当日配布することは認めない。

(1) 時間 1提案者につき30分(説明20分以内、質問10分)以内を予定する。また、開始時間前5分間を準備時間、審査終了後5分間を片付け時間とする。

(2) 出席人数 1提案者につき3名以内とする。

9. 審査及び選定方法について

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考を行う。

(2) 委託事業者は、「まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託プロポーザル選定委員会」の審査に基づき決定する。

(3) 選考は、「まちコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託事業者選定評価表」(別表)に基づき企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

(4) 全審査委員の評価点の平均が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。なお、審査対象者が1者であった場合でも審査を行う。

(5) 選考の結果、提案採用者の候補となった者と随意契約の交渉を行う。

(6) 審査は全て非公開とする。

10. 結果通知

プロポーザル参加者全員に「プロポーザル選定結果通知書」を通知するとともに、企画広報課窓口及び阿久比町ホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。また、採点結果及び各審査評価項目の評価点、評価点を算出するための計算式等は公開しないものとする。

1 1. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上（提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものでないことに留意）で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については、原則として企画提案書で示された見積額の範囲内とする。
- (2) 「1 2. 資格喪失」のいずれかの事項に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、阿久比町契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 2. 資格喪失

- (1) 企画提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要項で定める資格要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 「1 1. 契約事項（1）」で行う協議が整わなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出にあたり、郵送によって行う場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本町はその責を負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。企画提案書については、1者につき1提案に限る。参加表明書を提出した後、企画提案書の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (5) 本プロポーザルは提案採用者の候補となった者の採用の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない場合もある。
- (6) 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (7) プロポーザルに参加した者は、当該プロポーザル選考の実施後において、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

1 4. 担当連絡先（事務局）

阿久比町役場 総務部 企画広報課（企画政策係：廣口・加藤）

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL 0569-48-1111（代表） 内線 1310

FAX 0569-48-0229

Eメール：kikaku@town.agui.lg.jp

別表

まちのコンセプト・ブランディング戦略構築事業委託事業者選定評価表

分類	評価項目	評価内容	配点
実施体制等 (20点)	過去10年以内の類似業務の実績	類似業務に関する実績は十分か。	5点
	実施体制	管理責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、事業実施にむけた万全の体制として期待できる体制であるか。	5点
		専門家(クリエイティブディレクター及びファシリテーター)が配置され、経歴や実績は十分か。実施体制における役割が明確であり、本事業の推進に期待できる者であるか。	10点
全体的な提案内容等 (15点)	全体的な提案内容	仕様書に沿った提案内容であるか。また、本事業に対する理解度、取組方針が明確であるか。	5点
	スケジュール・作業工程	設定されたスケジュール及び作業工程は、具体性・実現可能性があるものとなっているか。本事業を円滑に遂行できるか。	5点
	独自性	その他、仕様書に沿った独自性・工夫のある提案・他社に比ベ特筆すべき長所が認められるか。	5点
テーマに対する企画提案 (65点)	ステークホルダーと一体になった事業の推進とノウハウ移転を通じた組織能力の向上について	現状分析及び課題を的確に捉えるため、専門家による知見を活かした効果的なワークショップ、ヒアリング等必要となる具体的な方向性や手法・方法が示されているか。ステークホルダーと一体となって戦略を構築できる仕組みになっているか。	15点
		業務を通じて企業が持つ強みやノウハウをステークホルダーに移転できる提案となっているか。	5点
	『まちのコンセプト・ブランディング戦略』構築(ブック制作)について	制作スキームが具体的かつ明確になっているか。提案内容の切り口が目新しく独創的でワクワクする内容となっているか。また、ブック制作において、企業が持つネットワーク等強みを活かした内容になっているか。	15点
		町の新たな価値創造・新たなプロジェクトに繋がる構想を発信することが期待できる提案となっているか。	15点
ブランディングツールの整備について	成果物のイメージが具体的で、本町の現状や課題、社会潮流等を踏まえた提案となっているか。(提案成果物: マスターロゴ・タグライン、ブランドステートメント、キービジュアル、ブランドガイドライン等) 任意提案は何点か。	15点	
参考見積	参考見積の妥当性	提示した事業規模と大きくかけ離れていないか。提案内容に対して見積が不適切な場合には選定しない。	数値化しない